

無人航空機の飛行に係る承認書

大朝建設株式会社
杉本 健一 殿

令和7年9月12日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条の86第3項及び第5項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり承認する。

記

承認事項： 航空法第132条の86第2項第1号、第2号及び第3号
承認の期間： 令和7年9月18日から令和8年4月30日
飛行の経路： 日本全国（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限り）
登録記号等： 別紙 無人航空機一覧のとおり
無人航空機： 別紙 無人航空機一覧のとおり
無人航空機を飛行させる者： 杉本 健一
条件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。なお、飛行に当たり、他の法令等の制約がある場合にはこれを遵守すること。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合、又はそのような飛行が確認された場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・飛行許可・承認期間中に、申請に関わる「登録記号」並びに「機体認証」及び「技能証明」の有効期間が切れる場合は、遅滞なく更新を行うこと。

令和7年9月17日

大阪航空局長

無人航空機一覽

No.	製造者名	無人航空機名称	登録記号等
1	DJI	INSPIRE 2	JU3226341790
2	DJI	MATRICE 300 RTK	JU3226DB9CAX
3	DJI	Matrice 350 RTK	JU3236D569A4
4	DJI	DJI Inspire 3	JU3237055BD7
5	DJI	DJI Mavic 3 Classic	JU3238D4FDB5
6	DJI	PHANTOM 4 Pro+ V2.0	JU3226B60465
7	DJI	DJI Matrice 400	JU3257BA8300